

(証券コード9664)
令和3年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目6番14号

株式会社 **御園 産**

代表取締役社長 宮崎 敏明

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第131回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止の観点から、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。**会場の座席間隔を広めにお取りいたしますので、例年よりも座席数に限りがございます。会場内には、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。会場入口付近で検温を実施させていただきます。なお、検温の結果或いは風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただく場合がございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

なお、役員、事務局及び運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。

書面により議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和3年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階イベントホール

3. 目的事項

報告事項 第131期（令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容の件

決議事項

議 案 取締役7名選任の件

以 上

-
1. 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.misonoza.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
-

(添付書類)

事業報告

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を大きく受け、社会・経済活動が停滞し、多くの企業活動や個人消費に影響を与え、極めて厳しい状況で推移いたしました。また、景気の先行きについても、依然として強い不透明感が残る状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、令和2年4月から8月までに上演することを予定していた大半の公演及びその後の一部の公演である22種類、上演日数として87日間、上演回数として124回の公演が中止となりました。この中には、例年4月に上演している歌舞伎公演、5月に短期公演を連続して行いコンサートシリーズとして銘打った公演群、発売後即完売した6月のミュージカル公演が含まれております。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じ、来場するお客様及び出演者・公演関係者の安全と安心を確保することに努めながら、8月に約4ヶ月半振りに公演が再開され、その後も公演が行われております。前事業年度の当社主催公演回数は339回でしたが、当事業年度の当社主催公演回数は161回（前期比△52.5%）となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、9億3千9百万円（前期比△68.3%）となりました。

売上高の減少を反映し、利益面では、営業損失4億4千5百万円（前期は営業損失2億4千7百万円）、経常損失4億5千万円（前期は経常損失2億7千6百万円）、当期純損失5億2千6百万円（前期は当期純損失3億1百万円）となりました。

なお、当事業年度に予定していた公演が中止となったことから、当該公演にかかる制作費・キャンセル料等を公演中止損失として特別損失に計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により公演を延期・中止した主催事業者に対して、公演の実施等に係る費用の負担を軽減するため、必要経費の一部を補助するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金を、補助金収入として特別利益に計上しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しなかったことにより、当社は、当事業年度において予定していた公演の多くが上演できなかったことから、当事業年度の売上高は9億3千9百万円（前年同期比△68.3%）と、著しく減少し、当事業年度の営業損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく下記のような対応策を講じ、これらの対応策を適切に実施していくことにより、当該事象を解消できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(ア) 新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症は再度感染拡大しており、今後の先行きが不透明な状況が続いておりますが、当劇場においては、引続き感染拡大予防対策を講じ、来場するお客様及び出演者・公演関係者の安全と安心を確保することに努めながら、公演を行ってまいります。

(イ) 魅力ある公演の実施と収益力向上

そうした前提のもと、令和4年3月期の当社主催の公演は、以下の通り予定しております。

歌舞伎公演につきましては、例年同様、4月と10月の2回の公演を予定しております。このうち4月は「市川海老蔵特別公演」を上演いたしました。

また、6月の上演を予定している「滝沢歌舞伎ZERO 2021」のほか、ミュージカル、舞台演劇、歌謡ショー、お笑いなど多種多様な公演を、公演種類として約20種類、公演回数として約270回提供してまいります。この中には、公演期間が10～25日間程度の期間に渡るものもあれば、1日間、2日間の短期公演もあり、さまざまなジャンルのファンの方に、何度も足をお運びいただけるような魅力ある公演の提供に努め、収益を確保してまいります。

新型コロナウイルス感染症が一定の収束を迎えた後には、これまで培ってきたさまざまな経験やリスク軽減のための対策を実施することにより、安定した収益を計上してまいることができると確信しております。

(ウ) 資金繰りへの対応

資金繰りにつきましては、当事業年度末の現金及び預金の残高に加え、資金計画に基づき取引金融機関と協議を行い適切に運転資金を確保する計画を実行していくことにより、懸念はないと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わりがせず、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第128期 (平成30年3月期)	第129期 (平成31年3月期)	第130期 (令和2年3月期)	第131期 (当事業年度) (令和3年3月期)
売 上 高 (千円)	502,316	5,052,250	2,966,255	939,216
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△159,657	513,445	△276,257	△450,122
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△97,284	452,870	△301,223	△526,543
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△19.61	90.95	△60.49	△105.74
総 資 産 (千円)	7,450,806	7,605,078	6,994,464	6,090,332
純 資 産 (千円)	4,488,923	4,938,011	4,633,570	4,110,854

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第128期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容

当社は、劇場事業として、歌舞伎、ミュージカル、歌謡ショー、お笑いなど多種多彩な演芸の興行を行っております。

(7) 主要な営業所

本 店 名古屋市中区栄一丁目6番14号

(8) 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	-4名	43歳4ヶ月	6年9ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額（令和3年3月31日現在）

借 入 先	借入残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	770
三井住友信託銀行株式会社	210
岡崎信用金庫	140
碧海信用金庫	130
株式会社愛知銀行	70
株式会社十六銀行	70
株式会社中京銀行	70

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 9,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,984,500株
(自己株式5,124株を含む)

(3) 株主数 5,895名
(前期末比273名増)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 丸 松 坂 屋 百 貨 店	200 ^{千株}	4.02%
中 部 日 本 放 送 株 式 会 社	160 ^{千株}	3.21%
株 式 会 社 中 日 新 聞 社	130 ^{千株}	2.61%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	111 ^{千株}	2.24%
松 竹 株 式 会 社	108 ^{千株}	2.18%
株 式 会 社 宮 崎	100 ^{千株}	2.01%
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	84 ^{千株}	1.69%
東海東京フィナンシャル・ホールディングス 株式会社	80 ^{千株}	1.62%
岡 崎 信 用 金 庫	80 ^{千株}	1.61%
大 日 産 業 株 式 会 社	80 ^{千株}	1.61%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	80 ^{千株}	1.61%
野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	80 ^{千株}	1.61%
有 限 会 社 M M S	80 ^{千株}	1.61%

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（令和3年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小笠原 剛	株式会社三菱UFJ銀行顧問
代表取締役社長	宮 崎 敏 明	
取 締 役	長谷川 栄 胤	御園座演劇図書館長
取 締 役	増 井 敏 樹	総務経理部長兼管理全般担当
取 締 役	安孫子 正	松竹株式会社代表取締役副社長 演劇本部長
取 締 役	高 坂 毅	株式会社中日新聞社 相談役
取 締 役	大 石 幼 一	中部日本放送株式会社代表取締役会長
常 勤 監 査 役	北 野 一 郎	公認会計士北野一郎事務所所長
監 査 役	小 林 一 光	金印株式会社代表取締役会長
監 査 役	高 橋 治 朗	名港海運株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 令和2年6月25日開催の第130回定時株主総会において、新たに高橋治朗氏が監査役に選任され、就任しております。
2. 取締役安孫子正氏、高坂毅氏及び大石幼一氏は、社外取締役であります。
3. 監査役北野一郎氏、小林一光氏及び高橋治朗氏は、社外監査役であります。
4. 取締役高坂毅氏及び大石幼一氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役北野一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の監査役の退任は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
平 林 拓 也	令和2年6月25日	任期満了による退任	監査役 アイ・パートナーズ法律事務所

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社において、取締役の個人別の報酬等は、固定報酬のみであり、業績連動報酬や非金銭報酬はございません。固定報酬については、役職、在任年数等を総合的に勘案して決定しております。社外取締役についても、同様に固定報酬のみであります。

また、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部を、代表取締役社長宮崎敏明に委任しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

報酬等は原則として、年間支給額を均等に分け、毎月同額を支払うこととしております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	11,160千円 (360)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (2)	1,560千円 (1,560)
合 計 (うち社外役員)	6名 (3)	12,720千円 (1,920)

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安孫子正氏は、松竹株式会社の代表取締役副社長・演劇本部長であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・取締役高坂毅氏は、株式会社中日新聞社の相談役であります。同社は、当社の大株主であります。
- ・取締役大石幼一氏は、中部日本放送株式会社の代表取締役会長であります。同社は、当社の大株主であります。

- ・監査役北野一郎氏は、公認会計士北野一郎事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林一光氏は、金印株式会社の代表取締役会長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋治朗氏は、名港海運株式会社の代表取締役会長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取 締 役	安 孫 子 正	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち4回に出席し、経営者としての見識に基づき、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
取 締 役	高 坂 毅	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち5回に出席し、経営者として携わった経験に基づく見識から、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
取 締 役	大 石 幼 一	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち5回に出席し、経営者としての見識に基づき、経営全般に亘り必要な意見、発言を適宜行っています。
常 監 査 勤 役	北 野 一 郎	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち5回に出席し、又監査役会5回のうち5回に出席し、公認会計士としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。
監 査 役	小 林 一 光	当事業年度中に開催した取締役会5回のうち4回に出席し、又監査役会5回のうち4回に出席し、経営者としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。
監 査 役	高 橋 治 朗	就任後に開催した取締役会4回のうち4回に出席し、又監査役会4回のうち4回に出席し、経営者としての見識に基づき、客観的な立場から監査を行い、経営の監視や適切な発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
- ② 内部監査部門は、内部統制規程に基づき、業務の効率性及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役へ報告する。
- ③ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他社内規程に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行は、法令及び定款、職務規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録に記録され、その記録の保存・管理は社内規程に従い行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門責任者は、法令順守やリスク管理についての徹底と指導を行う。

また、内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告を行う。また、各部門との情報共有及び定期的な会合などを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合にはただちに代表取締役を統括責任者として、全社的な対応を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は定期的に取り締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程・職務規程等において、それぞれ定める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会にて決定し、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

取締役は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況などを報告する体制を構築し、監査役が情報収集・交換を適切に行えるよう協力する。

また、取締役は内部統制の整備・運用状況や内部監査の結果等について、定期的若しくは必要に応じて監査役に報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しております。「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は5回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会を5回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	449,729	流 動 負 債	416,762
現金及び預金	240,174	買掛金	67,535
売掛金	46,449	一年内返済予定長期借入金	205,831
貯蔵品	1,256	リース債務	8,537
前渡金	5,510	未払金	22,676
前払費用	14,444	未払法人税等	7,033
未収入金	90,334	前受金	99,280
未収消費税等	39,481	預り金	1,578
その他の金	12,539	その他	4,290
貸倒引当金	△739	固 定 負 債	1,562,716
固 定 資 産	5,640,603	長期借入金	1,254,169
有 形 固 定 資 産	5,556,605	リース債務	24,882
建築物	2,566,147	繰延税金負債	276,857
構築物	10,895	退職給付引当金	4,806
機械装置	720,998	その他	2,000
工具器具備品	129,471	負 債 合 計	1,979,478
土地	2,124,656	純 資 産 の 部	
リース資産	4,435	株 主 資 本	4,105,585
無 形 固 定 資 産	31,814	資本金	2,271,937
電話加入権	72	資本剰余金	2,137,621
ソフトウェア	6,058	資本準備金	2,137,599
リース資産	25,683	その他資本剰余金	22
投資その他の資産	52,183	利 益 剰 余 金	△267,062
投資有価証券	39,075	利益準備金	112,500
長期前払費用	5,751	その他利益剰余金	△379,562
保険積立金	6,437	固定資産圧縮積立金	627,906
その他	920	別途積立金	350,000
資 産 合 計	6,090,332	繰越利益剰余金	△1,357,468
		自 己 株 式	△39,674
		評価・換算差額等	8,031
		その他有価証券評価差額金	8,031
		純 資 産 合 計	4,110,854
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,090,332

損益計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		939,216
売 上 原 価		927,419
売 上 総 利 益		11,796
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		457,063
営 業 損 失 (△)		△445,266
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	1,344	
受 取 保 険 金	2,543	
そ の 他	11,474	15,363
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,746	
そ の 他	2,472	20,219
経 常 損 失 (△)		△450,122
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	164,267	164,267
特 別 損 失		
公 演 中 止 損 失	68,722	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	170,988	239,710
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△525,566
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		977
当 期 純 損 失 (△)		△526,543

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000
当期変動額							
当期純損失(△)							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
当期末残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000

残高及び変動事由	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	△830,924	259,481	△39,674	4,629,366	4,203	4,203	4,633,570
当期変動額							
当期純損失(△)	△526,543	△526,543		△526,543			△526,543
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					3,827	3,827	3,827
当期変動額合計	△526,543	△526,543	-	△526,543	3,827	3,827	△522,715
当期末残高	△1,357,468	△267,062	△39,674	4,102,823	8,031	8,031	4,110,854

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算出) を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

(リース資産除く) 主な耐用年数

建物は、15年・50年

構築物は、15年

機械装置は、11年

工具器具備品は、5年から15年

(2) 無形固定資産 定額法

(リース資産除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、当社は従業員数が300人未満のため簡便法により、退職給付債務を算定しております。
- (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損要否の検討

当事業年度の計算書類に減損損失は計上しておりません。

営業損失が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候が識別されましたので、固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、固定資産の帳簿価額と比較いたしました。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回りましたので減損損失は認識しておりません。

割引前の将来キャッシュ・フローは、計算書類作成日における入手可能な情報に基づく最善の見積りを行っていますが、不確実性を伴うため、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 当事業年度より、従来「売上原価」に計上していた営業費用の一部を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

この変更は、当社の目標とする経営指標である公演ごとの収支の管理をより適切に行い、同業他社の比較可能性を高めるために、損益管理区分の見直しを行ったことによるものであります。

なお、当事業年度の損益計算書において「販売費及び一般管理費」に計上すべき費用のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により公演中止や臨時休業等を余儀なくされた費用については、「特別損失」に計上しております。

また、前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

2. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を掲載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,525,852千円
土地	2,123,527千円
計	3,649,379千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	200,000千円
長期借入金	1,200,000千円
計	1,400,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	
減価償却累計額	764,291千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	4,984,500株
------	------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	5,124株
------	--------

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

未払事業税	3,243千円
未払事業所税	1,299千円
貸倒引当金	226千円
退職給付引当金	1,470千円
投資有価証券評価損	20,116千円
会員権評価損	5,507千円
繰越欠損金	288,876千円
その他	40千円
繰延税金資産 小計	320,780千円
評価性引当額	△320,780千円
繰延税金資産 合計	-千円

2. 繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

固定資産圧縮積立金	△276,857千円
繰延税金負債 合計	△276,857千円
繰延税金資産（負債）の純額	△276,857千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については、主に社債発行や銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされております。買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金の顧客信用リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券のリスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、借入金に関する将来の支払金利の変動に係るリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用する場合があります。

デリバティブ取引については、取締役会で決議された取引の適正な実行及びリスク管理を目的とした基本方針に基づき、財務担当部署が、関係する社内規程に従い、取締役会の決議または適正な社内手続きを経て実行することとしております。

また、営業債務は、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）にさらされておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	240,174	240,174	-
(2) 売掛金	46,449	46,449	-
(3) 未収入金	90,334	90,334	-
(4) 未収消費税等	39,481	39,481	-
(5) 投資有価証券	11,815	11,815	-
資産計	428,256	428,256	-
(1) 買掛金	67,535	67,535	-
(2) 未払金	22,676	22,676	-
(3) 預り金	1,578	1,578	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,460,000	1,460,000	-
(5) リース債務 (1年内返済予定含む)	33,420	33,420	-
負債計	1,585,210	1,585,210	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定及び有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金 (4) 未収消費税等

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、主に市場価格によっております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金 (1年内返済予定含む)

長期借入金は変動金利の借入であり、金利の変動リスクを反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務（1年内返済予定含む）

リース債務の時価については、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	27,259

これらについては、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 825円58銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △105円74銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難なことから、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、令和4年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続し、その後徐々に回復に転じるものと仮定して、固定資産に関する減損損失の認識要否の判断において、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

独立監査人の監査報告書

令和3年5月7日

株式会社 御園座
取締役会 御中

東陽監査法人
名古屋事務所
指定社員 公認会計士 佐藤 眞 治 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 井上 司 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鎌田 修 誠 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社御園座の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月14日

株式会社 御園座 監査役会

常勤監査役 北野一郎 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 小林一光 ㊟

社外監査役 高橋治朗 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	おがさわら たけし 小笠原 剛 (昭和28年8月1日生) 〈再任〉	昭和52年4月 株式会社東海銀行入行 平成16年5月 株式会社UFJ銀行執行役員 平成16年6月 同行取締役執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 平成19年5月 同行常務執行役員 平成20年6月 同行常務取締役 平成23年5月 同行専務取締役 平成24年6月 同行代表取締役副頭取 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常任顧問 平成29年6月 当社代表取締役会長（現任） 平成30年6月 株式会社三菱UFJ銀行顧問（現任）	0株
2	みや ざき とし あき 宮崎 敏明 (昭和46年3月13日生) 〈再任〉	平成5年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業部営業一課長 平成20年7月 当社営業部営業一課・営業二課担当副部長 平成21年4月 当社営業部一課担当部長 平成21年6月 当社取締役営業統括部長 平成22年12月 当社取締役総務人事部長 平成25年12月 当社取締役営業本部長 平成27年6月 当社常務取締役営業本部長 平成29年6月 当社代表取締役社長（現任）	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	は せ が わ よ し つ ぐ 長谷川 栄 胤 (昭和41年1月31日生) 〈再任〉	平成7年7月 当社営業部劇場企画担当部長 平成8年6月 当社取締役劇場企画担当部長 平成10年6月 当社常務取締役 平成12年4月 当社代表取締役専務 平成14年4月 当社代表取締役社長 平成22年12月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成25年12月 当社代表取締役社長兼管理本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長兼管理本部長兼総務人事部長 平成28年6月 当社代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役副会長 平成30年6月 当社取締役劇場支配人兼御園座演劇図書館長 平成31年1月 当社取締役営業部長兼御園座演劇図書館長 令和2年4月 当社取締役御園座演劇図書館長 (現任)	48,800株
4	た か く ち ひ ろ か ず 高 口 浩 一 (昭和40年6月8日生) 〈新任〉	昭和63年4月 丸万証券株式会社入社 平成23年5月 東海東京証券株式会社本店法人営業部長 平成23年10月 同社名古屋企業金融部長 平成25年4月 同社浜松支店長 平成28年4月 同社企業金融統括部長 平成29年4月 同社名古屋企業金融部長 令和元年6月 十六T T証券株式会社 出向 令和3年4月 当社顧問 (現任)	0株
5	お お い し よ う い ち 大 石 幼 一 (昭和28年2月6日生) 〈再任〉	昭和50年4月 中部日本放送株式会社入社 平成元年4月 同社ニューヨーク支局長 平成10年12月 同社総務局経理部長 平成15年11月 同社経営監査部長 平成17年4月 同社社長室長 平成17年6月 同社取締役社長室長 平成19年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成26年6月 同社代表取締役会長 (現任) 平成27年6月 当社取締役 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 ならびに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
6	ふな こし なお と 船越直人 (昭和41年11月9日生) 〈新任〉	平成3年4月 松竹株式会社入社 平成23年5月 同社新橋演舞場支配人 平成25年3月 同社歌舞伎座支配人 平成26年5月 同社執行役員(演劇興行部担当)、歌舞伎座支配人、経営企画部経営企画室付(総括担当) 平成29年10月 同社執行役員、演劇統括部長(現任)、演劇総務室長、演劇広報室長(現任) 平成30年11月 同社執行役員(演劇営業部担当) 令和元年5月 同社取締役(現任) 演劇営業部門担当、演劇製作部門(歌舞伎)副担当 令和元年9月 同社演劇ライツ部門、歌舞伎製作部門副担当 令和2年5月 同社演劇興行部門担当(現任)	0株
7	ま のう ひで ひさ 真能秀久 (昭和31年3月10日生) 〈新任〉	昭和56年4月 株式会社中日新聞社入社 平成21年6月 同社名古屋本社編集局次長 平成25年6月 同社岐阜支社長 平成27年6月 同社取締役管理局長 平成28年3月 同社取締役人事労務担当 平成29年6月 同社常務取締役総務担当・人事労務担当 令和元年6月 同社常務取締役名古屋本社代表(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大石幼一氏、船越直人氏、真能秀久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者大石幼一氏を社外取締役候補者とした理由は、中部日本放送株式会社において代表取締役会長として会社経営に携わっており、経営者としての見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
4. 候補者船越直人を社外取締役候補者とした理由は、松竹株式会社において取締役として会社経営に携わっており、また演劇興行部門等の事業に携わっており、以上を踏まえた見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
5. 候補者真能秀久氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社中日新聞社において常務取締役として会社経営に携わっており、経営者としての見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただけるためであります。
6. 大石幼一氏、真能秀久氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 大石幼一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

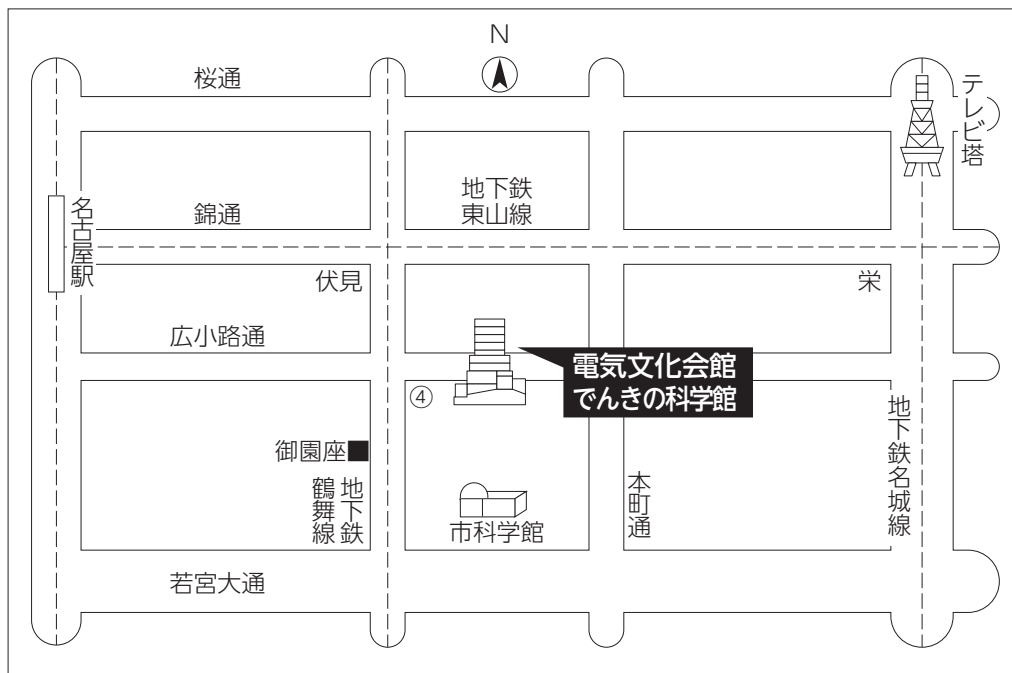
株主総会会場のご案内

株式会社 **御園座**

当社の株主総会は下記の場所で行いますので、ご案内申し上げます。

記

場 所 名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階イベントホール



●地下鉄でお越しの際は伏見駅下車、4番出口をご利用ください。

